

ヘルシーユース かごしま

No.26

有害環境から青少年を守りましょう！



～青少年を健全に育てるのは大人の責任です。～

家庭・学校・地域等が連携し、それぞれの役割を果たしながら、
青少年を取り巻く環境の向上を目指しましょう。

ふるさと

郷土に学び・育む青少年運動

毎月第3土曜日は	青少年育成の日	【地域ぐるみで青少年育成】
毎月第3日曜日は	家庭の日	【家族のふれあいの促進】
毎月19日は	育児の日	【家庭・地域・職場で子育て応援】

青少年の適切なインターネット利用

インターネットは、社会・経済等の活動基盤として、あるいは日常生活のあらゆる場面で利用され、青少年をはじめ人々に広く浸透しています。

しかし、インターネットの利用によって、誰でも、自由に情報を取得し、情報を直接発信することができます。判断能力の未熟なお子さんでも、インターネット上に流通している様々な違法・有害情報に触れる可能性があり、コミュニティサイトの利用などにより友達同士のトラブルや事件・事故に巻き込まれることもあります。

そこで、青少年が安全に安心してインターネットを利用するために、**保護者がどのように対応すべきなのか**を改めて考えて見ましょう。

お子さんのインターネットの使い方についてご存じですか？

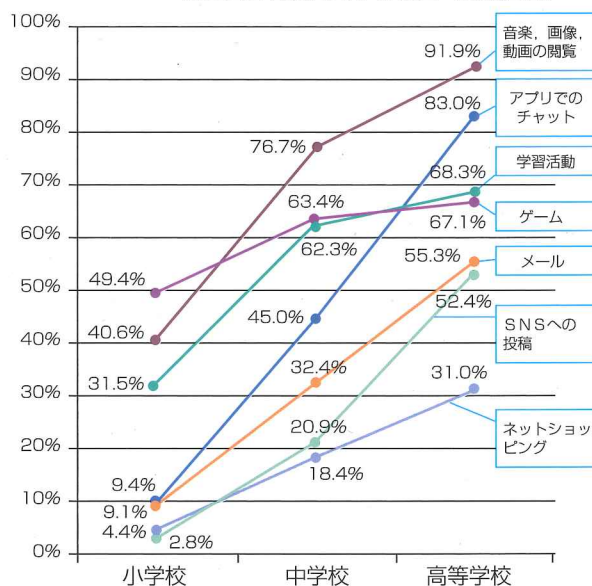
モバイル端末の普及により、お子さんのインターネットの使い方が急激に変化しています。どのようにインターネットを利用しているか、どのようなサービスを利用しているか、保護者が気づいていない使い方をしていないか確認しましょう。

インターネットの利用状況

(資料：鹿児島県教育庁「平成26年度インターネット利用等に関する調査」)

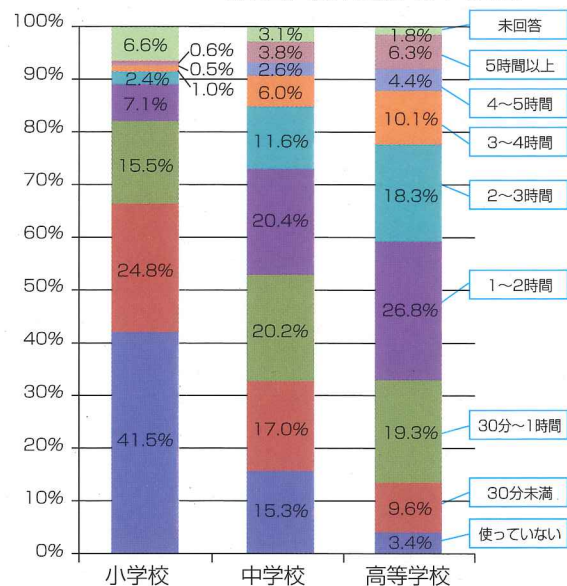
・ 利用目的

※学校以外で、よく利用している内容の順
※全回答者数に対する割合(複数回答)

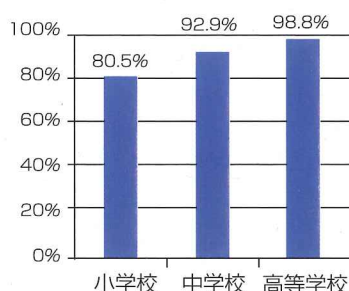


・ 平日の平均利用時間

※全回答者数に対する割合(複数回答)
※土日、祝日を除いた平均時間



・ インターネット接続機器所持率

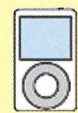


※携帯電話(スマートフォンを含む)、ゲーム機、パソコン等のインターネットに接続できる機器を1台以上所持又は使用している者
※全回答者数に対する割合

ゲーム機や携帯音楽プレーヤーの中には、スマートフォンと同じような機能を持ち、インターネットに接続してアプリやサービスを利用できるものもあります。



ゲーム機



携帯音楽プレーヤー

インターネットの利用と危険性

注意したいインターネットの使い方

ゲームサイト

自分では気づかないうちに有料サイトに引き込まれて、高額な請求をされたり、ゲームは無料であってもアイテムは有料ということもあります。

有害サイト

「無料」の表示を見てアダルトサイトを閲覧すると、会員登録料など、高額な利用料金が請求される場合があります。「危険ドラッグ」と呼ばれる麻薬などと類似の有害性がある薬物が販売されています。

ブログ・SNS

誰でも手軽に使えるので、情報発信や情報交換の場として世界中の人が利用しているため、個人的に自分の情報や写真を送ることはとても危険です。実際に大勢の青少年が事件や性犯罪に巻き込まれています。

チャット・掲示板

不用意な発言や悪意のある書き込みをすると、相手に大きな苦痛を与えたり、ネットいじめに発展したりすることもあります。また、多くの人が見て騒ぎになるような投稿や書き込みは犯罪になります。

無料アプリ

アプリの中には、無料で利用できるものもありますが、中には悪質なものもあります。スマートフォンの中の位置情報や電話番号、メールアドレスなどのさまざまな情報を吸い取って利用される恐れがあります。

ネット依存

モバイル端末は、いつでもインターネットが利用できるため、意識せずに長時間利用する人が増えています。インターネットを使わないと不安になったり、イライラしたりという様子を感じたら、要注意です。

保護者の対応

青少年がインターネットを適切に利用できるようになるため、保護者がインターネットの特徴を理解して、青少年を見守ることが大切です。

初めてインターネットを利用させる場合

お子さんと一緒にインターネットを利用して、インターネットを適切に利用するための知識・技術・情報モラルやコミュニケーション能力をお子さんにそれぞれ身につけさせましょう。



新しい機器をお子さんに持たせる場合

お子さんに機器を持たせる前に、まず、何のために必要なのか、どのように使うのか、一緒になって目的やルールを話し合しましょう。

お子さんがインターネットを利用する可能性がある場合には、どんなときでもお子さんの安全を守ることができるよう、フィルタリングや閲覧制限・課金制限などのペアレンタルコントロール機能を積極的に利用しましょう。

すでに持たせている場合

お子さんがどの程度インターネットを使いこなす知識・技術・情報モラルやコミュニケーション能力をそれぞれ身につけているか見極めましょう。そして、定期的に利用状況を、お子さんと一緒に確認し、問題がないか話し合しましょう。

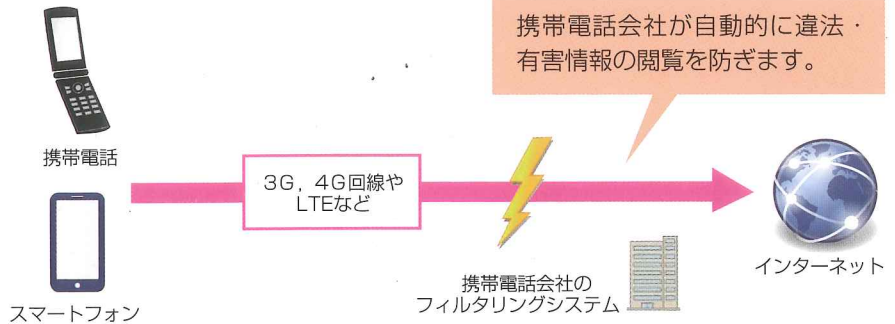


フィルタリングを設定しましょう！

お子さんを有害情報やインターネットトラブルから守るために、必ずフィルタリングを設定しましょう。

①携帯電話・スマートフォン（携帯電話回線による接続）を持たせる場合

購入時に携帯電話会社のフィルタリングサービスを申し込みましょう。



②スマートフォン（無線LAN(Wi-Fiなど)使用による接続）を持たせる場合

①のフィルタリングが適用されない場合には、フィルタリングソフト（WEB（ブラウザ）用）を設定し、スマートフォンにインストールしましょう。

WEB（ブラウザ）用のフィルタリングを導入・設定して、違法・有害情報の閲覧を防ぎましょう。



アプリ用のフィルタリングを導入・設定して、違法・有害情報の閲覧を防ぎましょう。

③アプリ用のフィルタリング

スマートフォンでは、ホームページなどを閲覧するブラウザ以外にも、様々な機能やサービスを提供するアプリがあります。アプリは、直接インターネットを利用しているため、①や②のフィルタリングが適用されない場合があります。

アプリ用のフィルタリングを導入・設定するには、機器にフィルタリングアプリを導入したり、アプリのインストールや起動を制限する機器本体の機能を活用したりする方法があります。スマートフォンによって使い方や設定が異なりますので、購入時に販売店やメーカーに確認しましょう。

④パソコン・ゲーム機・タブレット型携帯端末、携帯音楽プレーヤーを持たせる場合

お子さんに機器を持たせる前に設定しましょう。

インターネット接続機器ごとに利用方法・設定が異なります。

インターネット接続事業者が違法・有害情報の閲覧を防ぎます。

フィルタリングやペアレンタルコントロール機能を積極的に利用しましょう。



ご家庭のルールを作りましょう！

インターネットを、楽しく安全に利用するためには、お子さんと一緒に話し合いながら、お子さんが実行できるような無理のない具体的なルール作りを考えてみましょう。

ルールが決まったら、紙に書いてリビングに貼っておきましょう。

ポイント

- 1 お子さんにルールを作らせる。
- 2 保護者の希望を入れて無理のないルールを作る。
- 3 ルールを守れなかったときのルールをしっかりと伝えておく。
- 4 ルールはお子さんの成長に合わせて見直しをする。



ルールの具体例

使う時間・場所

- 食事中は使わない
- お風呂に持ち込まない
- 夜____時を過ぎたら利用しない
- 利用は1日____分まで
- 家ではリビングで使う
- 充電器はリビングにおく

ネットでのマナー

- 自分の個人情報を書かない
- 悪口を書き込まない
- 迷惑メールに返信しない
- チェーンメールを転送しない
- 知らない人からメールがきたら保護者に報告する

使うための約束

- 明細で料金を確認する
- 料金が____円を超えた分はおこづかいで払う
- 料金が____円を超えたら翌月は使用しない
- 勝手に会員登録やダウンロードはしない
- 暗証番号は保護者が管理する
- 使っていて困ったときは、保護者に相談する

困ったときは、気軽に相談しましょう

トラブルのときに慌てないように、機器の購入時に対応方法や相談窓口を確認しておきましょう。

インターネットのトラブルで困った時の相談窓口

かごしま教育ホットライン 24 ☎0120-783-574(フリーダイヤル:24時間受付)

警察相談ダイヤル ☎#9110(全国统一ダイヤル:24時間受付)

鹿児島県消費生活センター ☎099-224-0999(月~金 9時~17時,土 10時~16時)
(土曜日の来所相談は事前連絡が必要です。)

消費者ホットライン ☎0570-064-370

平日(月曜日から金曜日)は、お住まいの市町村または県の相談窓口につながります。

土曜日は、県消費生活センターへつながります。

日曜日・祝日は、独立行政法人国民生活センターへつながります。

なお、お住まいの市町村によって受付時間等が異なりますので御注意ください。

ネットポリス鹿児島



meyasubako@npk.from.tv

青少年への有害図書等の販売等禁止！

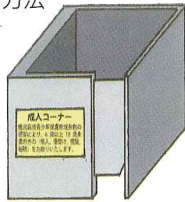
図書等取扱業者は

青少年にとって有害な図書等を青少年に販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させてはいけません。（鹿児島県青少年保護育成条例（以下「条例」という。）第9条）

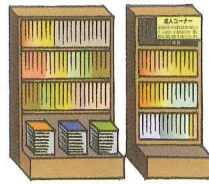
【罰則】 青少年に有害図書等を販売、貸付、閲覧又は視聴させた業者は、20万円以下の罰金又は科料

ご協力をお願いします。

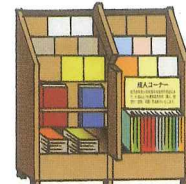
◎一般図書との区分した陳列を！（条例第10条）
隔離する方法



一般図書の棚と離す方法



仕切り板で仕切る方法



◎成人コーナーには、次の表示を！（条例第10条）

成人コーナー

鹿児島県青少年保護育成条例の規定により、18歳未満の方の購入、借受け、閲覧、視聴をお断りします。

◎有害図書等には、
紐かけや包装を！



業者の皆様へ

最近では、女性向け雑誌で有害図書に該当するもの（レディースコミック等）や表紙だけでは分からない有害な漫画・雑誌が増えています。内容を確認するとともに、一般の図書と区別して陳列し、青少年が手に取ったり、購入したりすることがないようにしてください。

青少年への有害ながん具、刃物等の販売禁止！

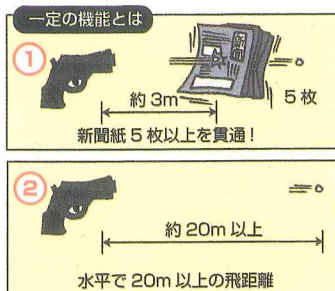
がん具刃物等販売店は

有害ながん具刃物等を青少年に販売してはいけません。（条例第12条）

【罰則】 青少年に有害ながん具刃物等を販売した業者は、20万円以下の罰金又は科料

有害ながん具空気銃等

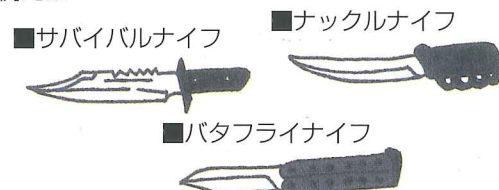
がん具銃（エアガン等）で、一定の機能を有するもの



有害な刃物

鋭利な切先及び刃先を有し、人体に危害を及ぼすおそれのあるもので、刃体の長さが6cmを越えるナイフ（ただし、果物ナイフ、カッターナイフは除く。）

例えば



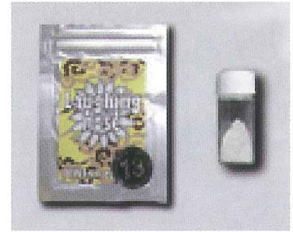
業者の皆様へ

- ・ 運転免許証等により、確実に年齢確認をしてください。
- ・ レジ等の見やすい場所に、青少年への有害ながん具刃物等の購入禁止の表示をお願いします。

危険ドラッグに手を出さない！

危険ドラッグって何？

- ・危険ドラッグの多くは、麻薬、覚醒剤、大麻等に似た有害物質をハーブに混ぜたり、液体に溶かしたり、粉末にしたものです。
- ・麻薬や覚醒剤以上に有害な薬物であるかもしれない危険ドラッグは、ハーブやアロマオイル、バスソルトなどと、一見すると人体に無害な製品を装って、店舗やインターネットで販売されています。



危険ドラッグの危険性は？

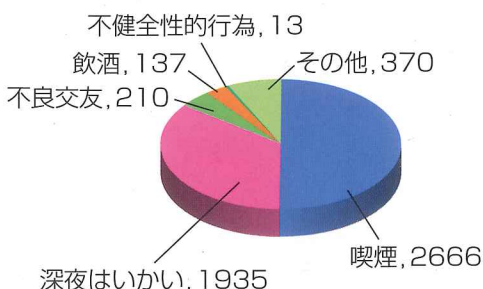
- ・吸ったり飲んだりして使用すると、意識障害、おう吐、けいれん、呼吸困難などを起こし、救急搬送されるケースや死亡する事件が起きています。
- ・使用した本人が苦しむだけでなく、幻覚や興奮のために他人に暴力をふるったり、車を運転して暴走し、ひき逃げや死亡事故など重大な犯罪を引き起こしたケースもあります。
- ・何度でも繰り返し使いたくなる「依存性」の問題もあり、自分の意志ではやめられなくなるという怖さもあります。

インターネットやスマートフォンでの販売など、手口が悪質巧妙化しています。保護者や地域社会が危険ドラッグのことを正しく認識し、青少年による乱用を許さない環境をつくりましょう。



青少年の飲酒・喫煙防止に御協力を！

青少年の飲酒や喫煙は、成長期における身体に悪影響を及ぼすだけでなく、飲酒や喫煙が常習化すると、法律を破っても問題ないとの意識が芽生え、非行・犯罪に繋がりがかねません。



・不良行為別の不良行為少年数

(資料)

鹿児島県警察本部「平成25年少年白書」

社会全体で取り組みを！

保護者や地域の皆様へ

- ・未成年と知りながら、安易な気持ちで喫煙・飲酒をすすめてはいけません。
- ・声かけ運動や巡回活動など地域で取り組みましょう。

販売業者の皆様へ

- ・相手が未成年と疑われる場合は、身分証明書等の提示を求めると、年齢確認の徹底をお願いします。

青少年の深夜はいかいは危険！

青少年の深夜はいかいは、喫煙、飲酒、薬物乱用等の様々な非行の原因につながり、また、不純異性交遊や恐喝、暴行など犯罪被害に遭う危険性が十分にあります。

鹿児島県青少年保護育成条例（条例第6条）では、青少年の深夜はいかひ等を防止するため、次のような制限を行っています。

深夜外出の制限

・保護者は

特別な理由がある場合を除いて、深夜（午後11時から翌日の午前4時までの間）に青少年のみで外出させないように努めなければなりません。

・大人は

深夜に、青少年が保護者の同意を得ないで外出しているときは、早く帰宅するよう指導しなければなりません。

また、保護者の同意を得ないで、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはいけません。

【罰則】 青少年を深夜に連れ出し等した者は、10万円以下の罰金又は科料



入口の見やすい場所に、青少年の立入を禁ずる旨の表示が義務づけられています。

興行場等への深夜の立入制限

・興行者等は

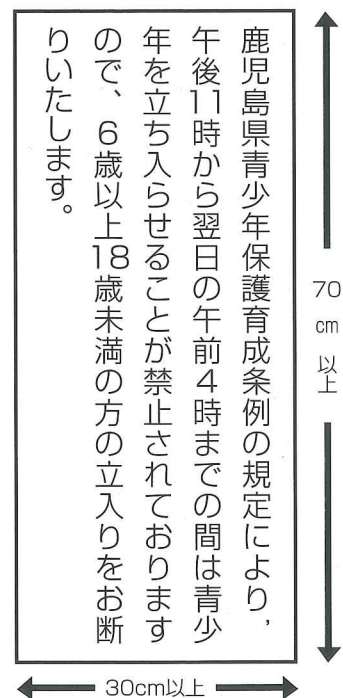
深夜（午後11時から翌日の午前4時まで）に、その営業する場所に青少年を立ち入らせてはいけません。（条例第7条）

※興行場等とは、映画館、演劇場、個室等の形態を有したカラオケボックスやインターネットカフェ等をいいます。

保護者の皆様へ

保護者同伴でも、青少年は興行場等に深夜の立入はできません。

興行場等では、自主的に青少年の入場制限時間を設けているところがあります。御協力をお願いします。



なくそう 子ども連れでの深夜外出

ライフスタイルの多様化、深夜営業店舗などの増加に伴い、小さい子どもを連れた家族を深夜見かけることが多くなっていると言われています。

子どもを連れての度重なる深夜外出によって、

- ・十分な睡眠がとれないなど、生活のリズムが不規則になると、結果的に様々な心身の不調を引き起こすおそれがあります。
- ・保護者の子どもへの注意が散漫になり、連れ去りやわいせつなどの犯罪に巻き込まれる危険性があります。